

京都大学	博士（ 法 学 ）	氏名	清 水 円 香
論文題目	グループ内取引の規制と取締役の義務・責任		
（論文内容の要旨） 企業結合関係に属する企業間の取引においては、取締役が自己が取締役を務める会社以外の利益を考慮する必要に迫られる場合がある。第一に、結合企業間においては、取締役の兼任がしばしば見られるところ、複数の会社の取締役を兼任する者は、兼任先の甲社と乙社との間で取引がなされる場合、甲の利益だけでなく、乙の利益を考慮する必要がある。第二に、企業グループを構成する会社の取締役は、自己が取締役を務める会社の利益よりも、グループ全体の利益やグループ内の他社の利益を考慮して行動することが要請される場合がある。しかし、わが国の会社法における取締役の義務または責任に関する諸規定は、単体の会社を前提にしており、企業結合関係に特有の事態に対応できるルールには必ずしもなっていない。本論文は、企業結合に関する諸外国の規制の緻密な考察に基づき、個々の会社の利益が害される危険への対処と、結合企業間取引に対する実務上の需要との調整を図る観点から、企業結合関係にある企業間で取引が行われる場合の、取締役の義務および責任に関する規制の在り方を検討するものである。 本論文の第一編では、兼任取締役を有する会社間の取引に関する規制の在り方が検討される。英米法においては、信託義務者と捉えられる取締役が会社と利益相反関係に立つことは、信託法上の原則により禁止され、兼任取締役を有する会社間の取引もその一環として規制されてきた。このため、兼任取締役を有する会社間では、そのような取引の便宜を享受できないという問題が生じた。この問題につき、英国では、取締役が利害関係を開示すれば取引を有効に行うことができるとする定款規定を各会社が設けることにより対処してきたが、信託法の原則自体は裁判所により固持されてきた。2006年会社法は、禁止される利益相反取引の対象を縮小するとともに、取締役会に対する利害関係の開示を条件として、利益相反取引を禁じる信託法の原則を実質的に排除する規定を設けた。米国では、裁判所が兼任取締役を有する会社間の取引に積極的価値を認め、20世紀初頭には信託法の原則自体を放棄し、公正なものであれば取引を有効とする判例法が展開された。A L Iの「コーポレート・ガバナンス原則」は、兼任取締役を有する会社間の取引の公正性の判断はビジネスのコンテキストにおいて何が公正なものが基準となるとの提言をしている。 英米法が、兼任取締役を有する会社間の取引について、兼任取締役の利害衝突「関係」に着目した規制を基本に置きつつ、定款または会社の機関の判断により取引を許容するとともに、利益相反取引の規制範囲を限定することにより実務上の需要に対処してきたのに対し、日本法は、取締役の「行為」を契機と			

して利益相反取引規制を及ぼしており、兼任（平）取締役を有する会社間の取引であるというだけでは、利益相反取引規制の適用対象とはならない。しかし、英米法の検討からは、平取締役を兼任する者がいるとの「関係」の存在が兼任先会社間の取引において個々の会社に損害を及ぼす危険がないわけではないことが示唆される。そこで、本論文は、日本法においては、兼任取締役を有する会社間の取引において、兼任（平）取締役も、忠実義務の観点から、取引に関する重要事実を会社に開示する義務を負うと解することにより、会社の損害を防止すべきであるとし、この開示義務が他方の会社に対する守秘義務と衝突する場合には、当該守秘義務の存在を他の取締役の開示し、意思決定への参加を控えるべきであると主張する。

本論文の第二編では、企業結合関係に組み込まれた会社の取締役が、グループ全体の利益またはグループ内の他社の利益になるような取引を行う場合における、取締役の行為規範のあり方および当該会社（とくに従属会社）の株主・債権者保護に関する問題が検討される。この問題に関しては、ドイツのコンツェルン規制が、主として従属会社の少数株主または債権者を保護するための精緻なルールを設けており、わが国でもこれに関する先行研究が多数存在する。もっとも、EUでは、近時、ドイツ法ではなくフランス法を参考にして、グループ構成会社の少数株主・債権者の保護を図りつつ取締役のグループ利益追求行為を法的に承認する立法措置を加盟国は施すべきであるとの提案がなされている。そこで、本論文は、フランスの判例およびそれをもとにした学説の展開を詳細に検証しつつ、フランスにおける議論の到達点として、取締役会または株主総会によって承認されたグループ全体の政策に基づき行われ、不利益を受ける会社への代償を欠かず、かつ負担を引き受ける会社の財政能力を超えない場合には、取締役のグループ利益追求行為が正当化されるとの法理を導く。そしてフランス法は、ドイツ法と異なり、当該取引により不利益を受ける会社への短期的なスパンでの具体的な利益による補償が要求されず、長期的にみてグループに帰属することからのプラス効果をもって不利益の代償とすることを認める点等において、日本法に示唆するところが大きいとする。

日本の判例理論によれば、企業グループに属する会社の取締役が、グループ内の他社のために、短期的には当該会社に不利益となる取引を行った場合でも、それが長期的にみて合理的なものであれば、取締役の責任は否定される。問題は、数値化が困難な長期的利益による正当化がどの範囲で可能かである。本論文は、フランス法との詳細な比較検討から、株主総会の承認を経たグループ政策が存在する場合に、その政策に従った取締役のグループ全体またはグループ内の他社の利益を追求する行為については、原則的に取締役は義務違反の責任を負わず、それが長期的に会社の利益に合致する合理的なものであるかどうかについて、裁判所は厳格な審査をすべきでないと主張する。

そして最後に、上記主張には、グループ内取引に株主総会の承認を要することによって機動的な業務執行が阻害されないか、企業秘密に該当することも少なくないグループ政策を株主総会において開示することが適切か、そもそも何

がグループ利益に資する政策かを株主に判断させてそれに従った取締役を免責させることが適切かという問題点があることも意識した上で、企業グループとしての利益を追求する際の取締役の行為基準が明確になる意味において、上記主張には規制の在り方として優れた点があると結論づける。

(論文審査の結果の要旨)

わが国の会社法における取締役の義務または責任に関する諸規定は、単体の会社を前提にしており、企業結合関係に特有の状況に対応できるルールには必ずしもなっていない。本論文は、企業結合に関する諸外国の法規制の緻密な考察に基づき、結合企業間取引において個々の会社の利益が害される危険への対処と、当該取引に対する実務上の需要との調整を図る観点から、企業結合関係にある企業間で取引が行われる場合における取締役の義務および責任について検討するものである。

本論文は、結合企業間取引を、取締役の兼任のある会社間の取引に関する問題と、取締役が企業グループ全体またはグループ内の他社の利益を図るために行う取引の問題に分けて、論じている。

前者について、本論文は、英米法における利益相反取引規制およびその一環としての取締役が兼任する会社間の取引の規制を詳細に検討した上で、英国と米国における兼任先会社間取引規制の異なった発展経緯を明らかにする。とりわけ、英国の判例法は、この問題について信託法に基づく厳格なルールを固持してきたことから、会社実務においてそのルールに則った上での対応をする必要があったこと、および2006年会社法が、従来の厳格なルールを実質的に放棄するに至った経緯を立法にかかる資料を詳細に分析した上で明らかにしたことは、わが国における英国会社法に関する知見を発展させるものとして重要な意義を有する。また、兼任取締役の存在という「関係」を重視した取引規制を行う英米の会社法と、取締役による「取引行為」を対象とした日本法の規制の違いを明確に対比しつつ、日本法の規制の不足部分を埋めるべく、取引に関する重要事実の開示が忠実義務から要請されるとの自説を展開する部分は、わが国における今後の議論に大きなインパクトを与えるものといえる。

後者の問題については、ドイツのコンツェルン規制を対象とする先行研究が多く存在する。その中で、本論文は、ドイツのコンツェルン規制が近時のEUにおける企業結合法制のモデルには必ずしもなっておらず、むしろフランスの判例法理をもとにしたルールが提案されている点を指摘した上で、フランスにおける判例および学説の状況を分析し、ドイツコンツェルン規制との違いを明らかにする。企業結合法制に関するフランス会社法の研究は、現在までのところわが国ではそれほど進んでいなかったところ、本論文は、フランスの企業結合法に関する最新の議論までを注意深く追跡し、さらにそれが日本法の議論にどのような示唆を与えるかを詳細に論じた本格的な研究として高く評価される。

本論文は以上の外国法の知見をもとに、日本における規制のあり方についても一定の結論を導いているが、外国法の緻密な分析に比べると荒削りな議

論で終わっている感は否めない。もっとも、本論文の結びでは、自説の問題点が明らかにされており、今後の研究の深化によって、自説をより説得力のあるものへと発展させようとする強い意欲が感じられる。

以上の理由により、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと認められる。

なお、平成22年2月8日に、調査委員3名が論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。